

氏 名	品 川 哲 彦
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 528 号
学位授与の日付	平 成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	正義と境を接するもの ——責任という原理とケアの倫理——

論文調査委員	(主 査) 教 授 伊 藤 邦 武	助教授 水 谷 雅 彦	助教授 出 口 康 夫
--------	----------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

二〇世紀前半の倫理学の主流は、倫理的言明の有意義性の根拠を与えるメタ倫理的理論であった。そして、二〇世紀後半の主流は、このメタ倫理的傾向に反対して、実質的な倫理学を確立する方向に向かったが、そのなかでも「正義の倫理」がもっとも関心と呼んだテーマであった。しかし、二〇世紀の倫理学はこれにつけるものではない。むしろ、二一世紀の今日の倫理的意識に通じるものとして、「正義とは別の」道を切り開く努力もなされてきた。

本論文はハンス・ヨナスの「責任原理」とキャロル・ギリガンに始まる「ケアの倫理」をとりあげる。ヨナスはグノーシス研究、有機体の哲学を経て、1970年代末に、地球環境の危機に抗して未来世代の存続に配慮する責任原理を提唱した。その思想はドイツで注目され、討議倫理学の批判的応答を呼び起こした。ギリガンは心理学者であり、道德性の発達過程と性差の関連を研究し、1980年代にケアの倫理を提唱した。その思想はフェミニストの間に賛否両論を呼び起こし、とくに英米圏の政治哲学の分野で論じられてきた。両者はこのように出自と受容層を異にしている。両者をあわせて論じた論考は見当たらない。しかし、二つの理論がそれぞれ倫理の基礎とする責任とケアは、不均衡な力関係を前提としている。近代の正統的な倫理理論は対等で相互的な関係を前提とし、正義と権利を基礎としてきた。二つの理論はこれに対して鋭い対照をなしている。それゆえ、本論文は表題のもとに、正義の倫理との対比という問題構成のなかで責任原理とケアの倫理とを論じるわけである。

本論は全十二章からなる。第一章では、アリストテレス来の正義観念の変容を顧みる。現代の正義論では、すべての人間は対等とみなされ、人間であるかぎり尊重される権利を認められる。しかし、正義の適用される範囲がいかに拡大されたにせよ、正義はそれを適用される成員から成る共同体の内部の規則であり、したがって共同体の外部の存在にとって不正義ではないかという問いにさらされている。責任原理は未来世代と人間以外の自然を主題とする。ケアの倫理は子ども、女性、病人、老人に注視する。これらの存在は端的に共同体の外部であったり、逆に形式的に共同体の成員とされることで実質の差異を捨象されたりする存在である。それゆえ、責任原理とケアの倫理は正義の倫理の外部からの異議申し立てという意味を帯びている。さらに、両者がともに配慮する世代の存続なしには、正義に則った共同体は維持できない。

第一部(二―十六章)には責任原理を論じる。

第二章では、ヨナスが責任原理を提示した著書『責任という原理』に焦点をあてる。私が責任を負うべき対象は、その存在が脅かされており、私以外の存在で、かつまたその存続が私の力にかかっている存在である。科学技術を介して地球規模の生態系危機をもたらす力を入手した人類の現在世代は、上の定式化からすると、人類の未来世代と人間以外の自然を存続させる責任を負う。ヨナスは乳飲み子を責任の範型として提示し、自然の存在を善とする存在論をもって自説を支えた。前者は直観主義的基礎づけ、後者は目的論的自然観として、討議倫理学者からの批判を招いた。しかし、彼の説く人類の存続は、その否定は倫理的問いを可能とする基盤の否定に通じるという意味で、単なる直観ではなく矛盾の回避に裏づけられている。

第三章と第四章はヨナスの文脈を理解するための足場を築く。第三章は人間と自然の関係に焦点をあてる。人間同士の関

係を範型として自然にも権利の授与を想定する環境倫理理論がある。だが、ロックとともに労働による価値の創造をいかに強調するにしても、人間は無から自然を創造できない。自然は人間にとっての負価値を正価値に変える場合も、その逆もある。人間と自然のあいだには共通の尺度は存在せず、その間に分配的正義は成り立たない。したがって、社会契約を範型として自然と人間の間を説く理論は不合理である。これに比して、対等な関係に依拠せずに自然に対する人間の責任を説く責任原理は一定の説得力をもっている。

第四章では、生命の神聖をとりあげる。生命の神聖は医療資源の分配に寄与できないゆえに低く評価されてきた。それにもかかわらず、これらの観念がなお捨て去られないのは、生命を分配的正義や権利や権限の適用を超えたものとみなす文脈があるからである。生命の神聖の観念を継承する人間の尊厳の観念についても同様である。しかも、遺伝子への介入、ヒト組織の利用、クローニングのように、個々の人格による決定に委ねられない技術が進展し、二つの観念はふたたび着目されつつある。本章では、ドゥオーキンの生命の神聖論、ハーバマスの生命の尊厳論を論じる。二つの観念はともに生命の傷つきやすさに配慮し、人間の自然的基礎、身体の尊重を含意する。ハーバマスの立論にはヨナスの責任倫理の影響が明らかである。

以上の傍証を経て第五章では、ヨナスの晩年の著作から、宇宙に進化を委ねた神を論じ、存在の審級のまゝで人類の存続を指示する彼の神学的存在論の基礎づけをとりあげ、アーペルの未来倫理と対比する。未来倫理とは、人間はいかなる意味で存続すべきかという問いに答える試みにほかならない。アーペルは討議共同体としての人類の存続を語る。その議論は物件と対比された人格という意味での人間の特殊性に終始する。他方、ヨナスは責任を担う存在としての人間を守るために、そのなかに人間が位置づけられる自然全体の肯定に進んだ。ただし、彼はその説明をミュートス、神話、形而上学的推測と称している。哲学的内省を逸脱した思索だからである。だが、人間存在の特殊な意義を探究する以上、人間と他のものとは対比せざるを得ない。ヨナスが形而上学的思索に進んだのはこのためだった。

第六章では、ヨナスの存在論に対する応答のタイプを、①存在論の擁護、②存在論の捨象、③討議倫理学による基礎づけの代替に整理する。①はヨナスの形而上学への傾倒、②はヨナスの文脈の裁断、③は現在世代と未来世代との不可逆な時間の差、したがって不均衡な力関係の捨象に通じている。本論文はそのどれでもなく、「正義と境を接するもの」として責任原理を位置づける。すなわち、責任原理は未来世代や人間以外の自然という、対等な関係に依拠する正義の倫理が適用されない外部を主題化する点に際立った特性を有している。他面、責任原理は傷つきやすさや生のうつろいやすさに訴える点で、正義の倫理の共同体内部の規範としても流通してしまう。責任原理に対する正義の倫理の過小評価の一因はそこにある。

第二部（七十一章）にはケアの倫理を論じる。

第七章では、性差との有意的な関連等を問う実証的次元、倫理的含意を問う倫理的次元（規範レベル、基礎づけレベル、メタ倫理的レベル）の問題連関を切り分けて、ケアの倫理の問題提起を整理する。ケア対正義論争のなかでケアと正義の統合を主張する議論の多くは規範レベルでの統合をいうに留まる。本論考は後二者のレベルに力点をおき、ケアの倫理と正義の倫理を際立たせ、しばしばなされる誤解を論駁する。すなわち、誰もがケアされるべきだというギリガンの主張は、正義の倫理の主張する抽象的な普遍妥当性や原理原則的思考の導入ではなく、そのつどの状況で出会う個別の他者へのケアのネットワークの樹立を指示している。また、ケアの倫理は正義の倫理を批判するにしても、共同体主義や徳の倫理と異なり、文化や伝統、特定の社会的役割に依拠しない。ケアは人間に普遍的な態度なのである。

第八章は、正義の倫理の諸概念を援用しない初期のノディングスをとりあげる。正義なしに、ケアの限界の設定や複数の相手をケアするときのディレンマの克服は可能か。その回答の鍵は倫理的自己の観念に見出されよう。ケアリングの本来は自然発生的である。それが不可能なときに倫理的自己の促しを必要とする。倫理的自己とはケアする者でありたいと思う自己である。この倫理的自己の維持が自己犠牲を抑制する。ただし、それはカントの理性のような超越した権能をもたず、他者とケアしケアされる関係の享受をとおして維持される。それゆえ、他者への開けがつねに要請されるものの、倫理的自己との内的な対話に依拠するかぎり、倫理的自己の示すケアリングの適切さの基準は主観的に留まる弱点がある。

さて、性差と結びつけて提示されたケアの倫理は、一方で女性の視点を伝える「もうひとつの声」として評価され、他方でステレオタイプな女性観の再生産に通じると非難されてきた。ギリガン、ノディングスらの性差の扱いには曖昧さが残る。それゆえ、第九章にみるように、本質主義からの脱却と、性差別と一体化した公的領域と私的領域の区別の打破をめざすケ

アの倫理の第二世代が登場した。第二世代は公的領域に適用可能な理論を樹立するためにケアと正義の統合を図る。ただし、その統合は正義の倫理の個別の規範をケアの倫理のなかにくみこむ試みを出していない。一方、ノディングスも、権利の基礎をニーズに求め、ケアの倫理による社会政策論を展開した。ニーズ概念に着目するイグナチエフ、テイラーの立論と比較すると、集団への帰属ではなく、人間通有の傷つきやすさへの配慮に依拠する点がケアの倫理の特徴である。また本章では、ケアの倫理の法への適用について展望を試みた。おそらくは、修復的正義がケアの倫理を基礎とする法の根幹となると予想できる。

第十章では、基礎づけレベルでの論争に注視し、オーキン、クレメント、ヘルドを取りあげる。正義の倫理が適用される共同体の次代の成員を育てるにはケアが必要だとする点では三者とも一致する。これをケアによる正義の発生論的基礎づけと呼ぼう。オーキンはロールズに依拠して正義の倫理へのケアの統合を図る。ただし、その家族内正義に関する議論では所与の前提としてケアの倫理の規範が働いており、原初状態のなかに具体的他者を読み込む試みは原初状態の虚構性から無理がある。クレメントはケアと正義の相補的基礎づけを図るが、発生論的基礎づけと正当化の折衷に留まっている。ヘルドは発生論的基礎づけに留まらず、成員相互の承認を要する社会的結合にはつねにケア関係が働いていなくてはならないと指摘する。ただし、ケアの倫理と正義の倫理の一方から他方が導出されるわけではない。だからヘルドは編み合わせを提言している。ここに、もともと「もうひとつの声」として提言されたケアの倫理と正義の倫理の論争の現時点での帰趨をみることができる。

第十一章では、メルロ＝ポンティの相互身体性にケアの成り立つ基盤を求めるベナーらの理論と、デリダの脱構築に依拠するコーネルのケアの倫理への評価と批判を取りあげ、ケア関係における他者像を論じる。現象学の他者論にみるように、日常接する理解可能な他者と私と同化できない絶対的他者との二つの他者観念がある。ケアの倫理の他者は傷つきやすさへの共感に立つかぎり絶対的他者ではない。しかしまた、ケアの倫理は単なる日常の追認でもない。ケアの倫理には日常的な出会いそのものを超越とうけとめる心性が働いている。

以上をまとめて第十二章では、責任原理とケアの倫理に共通する特徴を再確認する。両者が指摘する人間の傷つきやすさに正義の倫理は対処できない。ケアの倫理と責任原理は存在が無化する恐れに鋭敏に反応する。存在を所与とみなしがちな正義の倫理は二つの理論のその問題提起を理解しがたい。反面、両者の提言を慈悲等の既存の社会規範に妥容して過小評価する傾向がある。かくして責任原理とケアの倫理は正義の倫理の外部にあり、かつまた、正義の倫理を脅かす他者としてではなく、なじみの隣人のように扱われる点で、正義と境を接するものであると結論される。

論文審査の結果の要旨

本論は、「責任の原理」にもとづくハンス・ヨナスの環境倫理と、キャロル・ギリガンによって提唱された「ケアの倫理」を取りあげて、これらの倫理思想の意義を特徴づけようとした論文である。これらの倫理思想は、従来の倫理学の主流とは一線を画しつつ、二〇世紀の後半の倫理思想の中で独自の地位を占めるにいたった立場である。本論は、これまで倫理学や哲学の分野で結びつけて論じられることがなかったこれら二つの倫理思想を、アリストテレス以来の伝統的な「正義の倫理」と対置させることで、統合的に考察し、それぞれの内容と共通点を明らかにしようとする試みである。

ハンス・ヨナスはドイツに生まれたユダヤ人であり、フッサール、ハイデgger、ブルトマンらのもとで現象学や神学を学び、ゲノーシス思想や自然哲学の研究を経て、一九七九年に『責任という原理—科学技術文明のための倫理学の試み』をドイツ語で出版した。この書の中でヨナスは、「私以外の存在で、その存在が脅かされており、かつ、その存続が私の力にかかっているもの。それが何であれ、私はそれを存続させる責任を負う」という「責任原理」を打ちだした。この原理のパラダイムは乳飲み児に対する親など周囲の大人が持つ責任であるが、ヨナスはそれを、科学技術の発展によって環境を破壊する力を持つに至った人類が、自然やこれから生まれるであろう未来の世代に対して負う責任にまで拡張して主張したのである。このような彼の思想は主としてドイツ語圏で反響を呼ぶとともに、ハーバーマスらの討議倫理学の立場の思想家たちから批判を浴びることになった。

一方、キャロル・ギリガンはアメリカの発達心理学者である。彼女の主著『もう一つの声 心理学理論と女性の発達』（一九八二年）は、それまでの発達心理学のモデルを男性のみに当てはまるものとして批判し、女性独自の発達プロセスを

提示する一方、そのプロセスの中で形成される道徳観を「ケアの倫理」と名づけ、正義の倫理と対置させた。このケアの倫理とは、子に対する母親の態度のうちに典型的に見出せるものとされ、身近な人への気遣いを重視し、良好な人間関係を維持することを倫理的と考える立場として定式化される。このようなギリガンの説は、発達心理学の内部での議論に加え、フェミニストの間でも激しい論争を巻き起こした。男性の価値観によって抑圧されてきた女性特有の価値観を明らかにしたとして評価するフェミニストがいた一方、育児や家事を女性に押し付けるステレオタイプの女性観を再生産するものとして批判するフェミニストもいた。またケアの倫理は、ロールズを主たる論敵とする共同体主義の潮流の中にも取り込まれ、英米の政治哲学の文脈でも議論の対象となった。

このように、ほぼ同時期に提唱された責任原理とケアの倫理であるが、それぞれが議論された言語圏や知的空間が異なることもあって、これまで相互に関連づける研究がなされてこなかった。このような状況に対して論者は、これら二つの立場のいわば「共通の敵」とも言える「正義の倫理」を持ち出すことで、両者を「正義と境を接するもの」として位置づけ、その間の共通点をあぶりだそうとする。

そのためにまず本論文は、アリストテレス以来の正義の倫理の歴史的な展開を追った上で、その現代的な姿を、「全ての人間は行為と選択の自由にかんして平等の権利をもつ」という原理にもとづき、全ての人に同等の権利を与えることを要求する立場として描きだす。

論者はこのような正義の倫理に対して、責任原理とケアの倫理をそれと「境を接するもの」として特徴づける。そして正義の倫理に対して責任原理とケアの倫理とが共有する関係を、次の四点に分けて明らかにする。

(一) 責任原理とケアの倫理は、それぞれの仕方で、倫理が成りたつ現場として「対等ではない者」の間の関係に着目する。責任の原理によれば、我々と自然あるいは未来の世代は対等でないからこそ、前者の後者に対する責任が発生する。また「ケアする者」は「ケアされる者」より何らかの意味で優位に立つ。このような点で、両者は正義の倫理と決定的に異なっている。

(二) 責任原理やケアの倫理からの様々な提案は、慈善などの既存の社会規範に回収可能なものとして論じられることもあり、そのためにこれらの立場は正義の立場と対立しないものと解釈されることもある。これは、これらの思想が、正義の倫理から常に過小評価される危険性をはらんでいるということである。

(三) 「対等でない関係」に軸足を置く責任原理とケアの倫理はまた、正義の倫理に潜んでいる一種の「不正義」を敏感に嗅ぎ取る立場でもある。正義の倫理は、その普遍主義的な装いにもかかわらず、正義が適用される対象を、「対等な者たちからなる共同体」のメンバーに限定するという傾向を持っている。そして、この共同体のメンバーには自然や未来の世代が入っていない一方で、子供・女性といった不平等をこうむっているかもしれない者にかんして、その実質的な不平等を覆い隠すような仕方で、あくまで形式的なしかたで対等なメンバーとして扱うという傾向をもっている。責任原理とケアの倫理は、この正義の倫理のマイナス面を暴く告発者としての顔も見せることになる。

(四) さらに、責任原理とケアの倫理は、正義の倫理自体の成立を可能にする役割をも果たす。正義の倫理の基盤となる対等な者の共同体は、責任原理やケアの倫理が配慮する自然や未来世代、子供・女性といった存在なしには存続しえないからである。

このように責任原理とケアの倫理は、正義の倫理と決定的に対峙しながらも、常にそれに取り込まれる危険性をはらんでおり、また、正義の倫理を批判すると同時に、それを支える存在でもある。この二重に両義的な関係に対して、論者は、他者ではなく馴染みの隣人と見なされる存在という意味を込めて「境を接するもの」というニュアンスに富んだ表現を与えているのである。

以上のように、本論は、責任原理とケアの倫理のそれぞれと、正義の倫理との間の様々な論争を広範囲にわたって追いながら、そこで安易に優劣の判定を下したり、複雑な関係を過度に単純化することなく、一定の明確な概念規定を与えることに成功している。本論は基本的に正義の倫理の限界を強調する立場にたっているが、この批判的立場はあくまでも、ハーバースやロールズなどの理論に長年親炙した論者による冷静な議論に裏打ちされたものである。今日の責任原理やケアの倫理の議論なかには、ややもすると直感的、感情的な議論も見られるが、論者の分析はそうした弊を免れたものであり、その意味で責任原理とケアの倫理の研究において画期的な意義を持つものとして高く評価できる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2007年1月9日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。